

保安林等整備管理費（継続）

【平成29年度概算決定額 481,962（491,210）千円】

事業のポイント

国民の安全・安心の確保のため、水源の涵養や災害の防備等の公益的機能の発揮が必要な森林を計画的に保安林として指定します。

また、民有保安林の指定に伴う伐採の制限により発生する損失について、所有者への補償を行います。

- ・ 水源の涵養、災害の防備等森林のもつ公益的機能の発揮の上で特に重要な森林について、農林水産大臣又は都道府県知事が保安林に指定し、適切に管理・保全していくことが重要です。
- ・ 保安林の指定面積の拡大や保安林の適正な管理は、森林吸収源対策としても重要です。
- ・ 保安林の指定に伴い立木の伐採制限が課せられることから、立木資産の凍結に対する利子相当分を森林所有者等に補償します。

政策目標

保安林制度により永続的に森林として維持すべき面積を拡大
1,214万ha（26年度末） → 1,295万ha（40年度末）

<内容>

- ・ 森林法に基づき民有保安林の指定・解除等の事務及び民有保安林に関する損失補償金の支払いを実施し、保安林制度の適切かつ円滑な運用を図ります。
- ・ 具体的には、下記の内容で実施します。
 - ① 保安林整備事業委託費 331,262千円(332,827千円)
国土保全上又は国民経済上特に重要な流域の民有保安林等の整備を推進するため、農林水産大臣が行う当該保安林の指定・解除等の事務を行います。
 - ② 保安林及保安施設地区補償金 119,206千円(125,000千円)
水源の涵養や土砂の流出・崩壊の防備を目的とする民有保安林等の指定に伴い森林所有者等が受ける損失に対して、国が補償金の支払いを行います。
 - ③ 保安林整備事業費等補助金 31,494(33,383千円)
保安林整備事業委託費の対象外の民有保安林に関し都道府県知事が行う当該保安林の指定・解除等の事務及び国による補償の対象外となっている保安林種のうち4～7号保安林に関して都道府県が行う損失の補償に要する費用の一部を補助します。

<事業実施主体>

- ① 国（委託先は都道府県）
- ② 国
- ③ 都道府県（補助率1／2）

<事業実施期間>

昭和27年～

[担当課：林野庁治山課]